

筑西市議会経済土木委員会

会 議 録

(令和元年第4回定例会)

筑西市議会

経済土木委員会 会議録

1 日時

令和元年12月11日(水) 開会：午前9時58分 閉会：午前11時25分

2 場所

全員協議会室

3 審査案件

議員提出議案第4号 新規就農者支援の拡充を求める意見書(案)の提出について
議案第46号 市の境界変更について
議案第47号 境界変更に伴う財産処分について
議案第54号 筑西市下水道条例の一部改正について
議案第56号 筑西市特別会計条例の一部改正について
議案第57号 筑西市下水道事業の設置等に関する条例の制定について
議案第58号 筑西市農業集落排水事業の設置等に関する条例の制定について
議案第59号 令和元年度筑西市一般会計補正予算(第8号)のうち所管の補正予算
議案第62号 令和元年度筑西市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)
議案第63号 令和元年度筑西市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
議案第65号 令和元年度筑西市水道事業会計補正予算(第1号)
議案第68号 令和元年度筑西市一般会計補正予算(第9号)のうち所管の補正予算
議案第71号 令和元年度筑西市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)
議案第72号 令和元年度筑西市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)
議案第74号 令和元年度筑西市水道事業会計補正予算(第2号)

4 出席委員

委員長	森 正雄君	副委員長	藤澤 和成君		
委員	田中 隆徳君	委員	大嶋 茂君	委員	仁平 正巳君
委員	堀江 健一君				

5 欠席委員

委員	外山 壽彦君	委員	鈴木 聡君		
----	--------	----	-------	--	--

6 議会事務局職員出席者

書記	谷島しづ江君
----	--------

委員長 森 正 雄

○委員長（森 正雄君） ただいまから経済土木委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員は6名であります。よって、委員会は成立いたしております。

なお、欠席通知のあった者は、鈴木委員、外山委員の2名であります。

それでは、本委員会に付託されました議案について審査をまいります。

なお、議案審査の順序でございますけれども、お手元に配付いたしました順番のとおり、初めに継続審査となっております議員提出議案の審査をして、その後に執行部に入室をいただき、市の境界変更議案等2件、条例議案等4件、補正予算議案8案について、所管部ごとに審査願いたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（森 正雄君） それでは、議員提出議案第4号「新規就農者支援の拡充を求める意見書（案）の提出について」審査をいたします。

議員提出議案第4号についてご協議をお願いいたします。

ご意見ありますか。

藤澤副委員長。

○委員（藤澤和成君） 継続審査となっているこの件なのですけれども、本当にこの新規の就農者も減少、そして筑西市のブランド産も守れなくなっている状況を鑑みると、私は賛成したいと思うのですが、いかがでしょうか。

○委員長（森 正雄君） ただいまから藤澤副委員長から賛成との意見がございましたけれども、ほかにごございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（森 正雄君） 今異議なしのお言葉がございましたが、今回の議員提出議案第4号を採決いたしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（森 正雄君） 議員提出議案第4号「新規就農者支援の拡充を求める意見書（案）の提出について」、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（森 正雄君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

以上で議員提出議案の審査を終了いたします。

執行部の入室を願います。

〔執行部入室〕

○委員長（森 正雄君） それでは、本委員会に付託されました議案について審査をまいります。

質疑、答弁はマイクを使ってお願いをいたします。

それでは、各議案について所管部ごとに審査をまいります。

初めに、経済部です。

議案第46号「市の境界変更について」審査をいたします。

ふるさと整備課から説明願います。

根本ふるさと整備課長。

○ふるさと整備課長（根本嘉之君） それでは、議案第46号「市の境界変更について」ご説明いたします。

地方自治法第7条第1項の規定により、令和2年7月1日から筑西市と下妻市との境界を別記のとおり変更することを茨城県知事に申請するものであります。

次のページをお開き願います。この変更調書につきましては、下妻市と筑西市との境界に変更が生じたもので、下妻地区と関城地区にまたがる大宝沼地区土地改良事業に伴い、道路、水路を境界として、筑西市関館の一部、筑西市中村新田の一部を下妻市に編入し、下妻市福田の一部を筑西市に編入するものでございます。

次のページの位置図をお開き願います。青線でくくられた区域が、1級河川糸繰川及び内沼川沿いの全体面積143.6ヘクタール、受益面積112.6ヘクタールを、平成18年度から県営土地改良事業により農業基盤整備を行っている大宝沼地区でございます。赤で染められた部分が、市境界変更に伴う地区編入する部分となります。

次のページをお開き願います。区域明細図1枚目でございます。1枚目3分の1の凡例を見ていただきたいと思います。赤の線が新市境、黒の線が旧市境となります。緑色の部分が下妻市から筑西市へ、ピンクの部分が筑西市から下妻市になるところでございます。

次ページ、区域明細図2枚目3分の2と、3枚目3分の3も同様に表示してございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（森 正雄君） 質疑を願います。

大嶋委員。

○委員（大嶋 茂君） この境界変更について、今地方自治法7条1項ということなのですが、我々この自治法7条1項というのはどういうものか、その辺教えていただかないと。ちょっと耳なれない条文のようですので、その辺ちょっと教えていただきたいと思います。

○委員長（森 正雄君） 根本課長。

○ふるさと整備課長（根本嘉之君） 第7条1項につきましては、市町村の境界変更は関係市町村の申請に基き、都道府県知事が該当都道府県の議会の議決を経てこれを定め、直ちにその旨を総務大臣に届け出なければならないという事項がございます。それが第7条の1項になります。

○委員長（森 正雄君） 大嶋委員。

○委員（大嶋 茂君） わかりました。

○委員長（森 正雄君） 仁平委員。

○委員（仁平正巳君） 平たく言いますけれども、下妻市から筑西市に編入した土地の面積と、筑西市から下妻市に編入した面積の差し引き、要するに筑西市はふえたのか減ったのか、数字で聞かせてください、増減。

○委員長（森 正雄君） 根本ふるさと整備課長。

○ふるさと整備課長（根本嘉之君） 増減はございません。

○委員（仁平正巳君） ぴったり同じなのですか、わかりました。

○委員長（森 正雄君） ほかにございますか。

〔なし〕と呼ぶ者あり〕

○委員長（森 正雄君） 質疑を終結いたします。

これより議案第46号の採決をいたします。

議案第46号「市の境界変更について」、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（森 正雄君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

次に、議案第47号「境界変更に伴う財産処分について」を審査いたします。

引き続き、根本ふるさと整備課長、説明願います。

○ふるさと整備課長（根本嘉之君） よろしく申し上げます。

議案第47号「境界変更に伴う財産処分について」ご説明いたします。

筑西市と下妻市との境界に伴う財産処分について、地方自治法第7条第5項の規定により、関係市の協議を行うため、同条第6項の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

次ページをお開き願います。この調書につきましては、先ほど議案第46号で説明いたしました大宝沼地区の県営土地改良事業により、下妻市と筑西市との境界の変更に伴い地形が変更された道路、水路などの財産処分が必要となることから、協議書を提出するものでございます。

1 筑西市が所有する次の土地は下妻市の所有とする。

2 下妻市が所有する次の土地は筑西市の所有とする。

それぞれの記載の区域に隣接介在する道路、水路の全部または一部を財産処分するものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（森 正雄君） 質疑を願います。

〔なし〕と呼ぶ者あり〕

○委員長（森 正雄君） 質疑を終結いたします。

これより議案第47号の採決をいたします。

議案第47号「境界変更に伴う財産処分について」、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（森 正雄君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

次に、議案第59号「令和元年度筑西市一般会計補正予算（第8号）」のうち、経済部所管の補正予算について審査してまいります。

なお、議案第59号につきましては、複数の部にまたがるために、各部の審査終了後、採決をいたします。

初めに、観光振興課より説明願います。

澤部観光振興課長。

○観光振興課長（澤部明典君） 観光振興課、澤部です。着座にて説明させていただきます。

議案第59号のうち観光振興課所管の補正予算についてご説明いたします。

第3表、債務負担行為補正でございます。10ページをお開き願います。第42号、宮山ふるさとふれあい公園管理委託、限度額496万円でございます。宮山ふるさとふれあい公園の管理を4月当初から開始するため、本年度に契約を行う必要があり、債務負担の設定をお願いするものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（森 正雄君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（森 正雄君） 質疑を終結いたします。

次に、農政課より説明願います。

岩渕農政課長。

○農政課長（岩渕里之君） 農政課、岩渕でございます。よろしくお願ひいたします。着座にて説明いたします。

それでは、議案第59号農政課所管の補正予算についてご説明申し上げます。

初めに、20、21ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書、2、歳入でございます。款21諸収入、項6雑入、目6雑入、節8雑入（農林）、説明欄23、農地集積協力金交付事業補助金返還金としまして100万円の増額補正をお願いするものです。

内容といたしましては、平成24年度農地集積協力金交付事業のうち、農業部門の減少により経営転換する農業者として、10年以上農地を貸し付けることにより協力金として50万円の交付を受けましたが、自己都合により交付対象農地を一部売却するため、貸し付けを解約したことにより、交付要件を満たさなくなり、協力金を返還するものが1件、また、平成28年度農地集積協力金交付事業のうち、農業経営をリタイヤする農業者として、10年以上農地を貸し付けることにより協力金として50万円の交付を受けましたが、農業経営を再開するため、貸し付けを解約したことにより、交付要件を満たさなくなり、協力金を返還するものが1件、計2件分の返還金を収入するものでございます。

続きまして、同説明欄28、身近なみどり整備推進事業費補助金返還金としまして58万2,000円の増額補正をお願いするものです。

内容といたしましては、平成24年度に実施いたしました身近なみどり整備推進事業費補助金の返還金でございます。荒廃した平地林を地域住民の提案によって市が整備し、森林機能の回復及び景観の向上を図った受益地につきましては、市と所有者との間で10年間の保全協定を結び、協定期間内は森林以外への用途への転用が禁止されるものでありますが、今回所有者の都合により森林以外への転用を行うことから、補助金の交付要件を満たさなくなったため、補助金返還金として収入するものでございます。

続きまして、26、27ページをお開きください。3、歳出でございます。款6農林水産業費、項1農業費、目5畜産業費、節19負担金補助及び交付金、説明欄、畜産振興支援事業、65、豚コレラ侵入防止緊急対策事業費補助金といたしまして147万6,000円の増額補正をお願いするものです。

内容といたしましては、養豚経営体がアフリカ豚コレラウイルス等の侵入を防止するため、ウイルス媒体であるイノシシ等の野生動物の侵入を防止する防護柵を設置する際の支援事業といたしまして、かかる費用の2分の1を農畜産業振興機構が補助することに加えまして、県が4分の1、市が8分の1補助することで、事業費の8分の7が補助されるものであります。この事業の対象となります市内5経営体が計画いたします1,470メートルの防護柵設置にかかる事業費1,180万2,000円のうち、8分の1に当たります147万6,000円を市補助金として支出するものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○委員長（森 正雄君） 質疑を願います。

大嶋委員。

○委員（大嶋 茂君） ただいまの畜産振興費事業、これ私一般質問でしたのですが、その補正ですね。

○農政課長（岩渕里之君） はい、そうです。

○委員（大嶋 茂君） ありがとうございます。

○委員長（森 正雄君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（森 正雄君） 質疑を終結いたします。

次に、ふるさと整備課より説明願います。

根本ふるさと整備課長

○ふるさと整備課長（根本嘉之君） 議案第59号「令和元年度筑西市一般会計補正予算（第8号）」のうち、ふるさと整備課所管につきましてご説明いたします。

第3表の債務負担行為補正、1、追加でございます。10ページをお開き願います。中段の番号43、基幹水利施設維持管理委託、令和2年度限度額1,531万9,000円に消費税額を加算した額をお願いするものでございます。これは鬼怒川南部地区の基幹水利施設である勝瓜頭首工、河岸揚水機場、船玉第1、第2揚水機場の維持管理を、鬼怒川南部土地改良区へ4月1日から管理委託するものでございます。

ふるさと整備課の所管の説明は以上でございます。

○委員長（森 正雄君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（森 正雄君） 質疑を終結いたします。

次に、議案第68号「令和元年度筑西市一般会計補正予算（第9号）」のうち、経済部所管の補正予算について審査をいたします。

なお、議案第68号につきましては、複数の部にまたがるため、各部の審査終了後、採決をいたします。

引き続き、ふるさと整備課より説明願います。

根本ふるさと整備課長。

○ふるさと整備課長（根本嘉之君） 議案第68号「令和元年度筑西市一般会計補正予算（第9号）」のうち、ふるさと整備課所管につきましてご説明いたします。

歳入歳出補正予算事項別明細書、3、歳出でございます。16、17ページをお開き願います。下段、款11災害復旧費、項1災害復旧費、目1災害復旧費、説明欄、農林水産業施設災害復旧費501万1,000円の増額補正をお願いするものでございます。

内容でございますが、節15工事請負費15万円につきましては、市直轄で行う排水路のフェンス修繕費でございます。

次に、19ページをお開き願います。節16原材料費100万円につきましては、農地等の補修用原材料費でございます。節19負担金補助及び交付金、説明欄53、建設事業補助金、市土地改良区災害復旧事業補助金386万1,000円につきましては、市内の土地改良区で災害のあった用水路、排水路ののり面等の補修工事の補助金でございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○委員長（森 正雄君） 質疑を願います。

大嶋委員。

○委員（大嶋 茂君） この土地改良区の災害復旧費の補助金ですが、これ場所はどことどこだかわかりますか。

○ふるさと整備課長（根本嘉之君） 土地改良区で申しますと、田谷川土地改良区、井出蛭沢堰土地改良区、河間土地改良区、小栗用水土地改良区でございます。河間につきましては、大関地区になっております。

○委員（大嶋 茂君） わかりました。

○委員長（森 正雄君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（森 正雄君） 質疑を終結いたします。

以上で経済部の審査を終わります。

ここで、土木部へ執行部の入れかえをお願いいたします。

〔経済部退室。土木部入室〕

○委員長（森 正雄君） それでは、土木部所管の審査に入ります。

議案第59号「令和元年度筑西市一般会計補正予算（第8号）」のうち、土木部所管の補正予算について審査をまいります。

建築課より説明願います。

早瀬建築課長。

○建築課長（早瀬道生君） 建築課、早瀬です。よろしく申し上げます。着座にて説明させていただきます。

では、議案第59号「令和元年度筑西市一般会計補正予算（第8号）」のうち、建築課所管の補正予算についてご説明いたします。

恐れ入りますが、議案書10ページをお開き願います。第3表、債務負担行為補正でございます。建築課では3項目を計上しております。いずれも市営住宅使用料の収納にかかわる業務であり、令和2年4月1日から執行を要するため、令和元年度中に契約を締結し、準備を進める必要があることから、債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

初めに、事項の上から8段目、44番、市営住宅使用料コンビニ収納委託でございます。期間は令和2年度、限度額は14万8,000円に消費税額及び地方消費税額を加算した額の範囲内となっております。これは入居者が市営住宅使用料等をコンビニエンスストアで納付できるようにすることで、入居者の利便性と収納率の向上を図るため、市と市の指定金融機関であります株式会社常陽銀行、地銀ネットワークサービス株式会社の3社で締結しました筑西市コンビニエンスストア収納事務委託契約に基づき、入居者が市営住宅使用料等をコンビニエンスストアで納付した際の収納事務委託であります。令和2年度は年間取り扱い件数を2,580件と見込み、これに1件当たりの事務委託手数料57円を乗じ、さらに消費税額等を加えた額を見込んでございます。

次に、中段目、45番、市営住宅使用料公金収納情報データ化委託でございます。期間は令和2年度、限度額は2万9,000円に消費税額及び地方消費税額を加算した額の範囲内でございます。これは市と株式会社常陽銀行で締結した市税等の公金収納情報データ化契約に基づき、市営住宅使用料等を金融機関、本庁または各支所の窓口で納付した場合、納付書が常陽銀行に送付されます。この納付情報をデータ化し、市の

データ受信システムに送信する業務に対する委託料でございます。この委託により市営住宅使用料の収納状況を管理しているものであります。令和2年度は年間取り扱い件数を1,560件と見込み、これに収納1件当たりの委託手数料18円を乗じ、さらに消費税額等を加えた額を見込んでございます。

続きまして、最後でございます。10段目、46番、市営住宅使用料収納業務委託でございます。期間は令和2年度、限度額は404万4,000円に消費税額及び地方消費税額を加算した額の範囲内でございます。これは市営住宅使用料の収納率向上を図るため、3カ月以上の滞納者を対象とし、訪問及び電話による指導を行うことで、納付意識の改革と収納率の向上を図っていくための収納業務委託でございます。令和2年度は95件分を見込んでございます。

以上が建築課所管の債務負担行為補正でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○委員長（森 正雄君） 質疑を願います。

仁平委員。

○委員（仁平正巳君） ちなみに、3カ月以上滞納している方はどのぐらいいるのですか、パーセントで。

○委員長（森 正雄君） 早瀬建築課長。

○建築課長（早瀬道生君） お答えいたします。

パーセントではちょっと拾ってないのですが、滞納月数については、10カ月以上滞納している方が38世帯、50カ月以上滞納している世帯が12世帯、100カ月以上滞納している入居者が7世帯となっております。

○委員長（森 正雄君） 仁平委員。

○委員（仁平正巳君） その場合、100カ月というのはすごいのですけれども、どういう勧告というか、しているのですか。

○委員長（森 正雄君） 早瀬建築課長。

○建築課長（早瀬道生君） ご答弁申し上げます。

市営住宅に入居されている方は、収入区分でいくと、一番安いところだと十一、二万円が月収となっております。そのような方たちですので、無理な徴収はちょっと厳しいと考えてございまして、その生活状況を聞き取り、そういうものを行って、その所得に応じた無理のない納付計画を立てていただいて、納付をお願いしているところです。

○委員長（森 正雄君） 仁平委員。

○委員（仁平正巳君） ちなみに、保証人もいらっしゃると思うのですが、そうすると保証人には、その辺のところは説明というか、通知は行っているのですか。

○委員長（森 正雄君） 早瀬建築課長。

○建築課長（早瀬道生君） 保証人については、ケース・バイ・ケースにはなるのですけれども、保証人さんをお願いしているケースもございます。本年の例ですと、工業高校の近くの住宅の方なのですが、ずっと入居以来滞納されており、そういう状況で保証人がお父さんだったために、そのお父さんにお金を支払っていただいて手続を進めているというのもございます。

それと、先ほど仁平委員さんのほうからご質問があったパーセンテージですが、滞納については約19%となっております。

○委員長（森 正雄君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（森 正雄君） 質疑を終結いたします。

以上で土木部の審査を終わります。

ここで、上下水道部へ執行部の入れかえをお願いいたします。

〔土木部退室。上下水道部入室〕

○委員長（森 正雄君） それでは、上下水道部所管の審査に入ります。

初めに、議案第54号「筑西市下水道条例の一部改正について」審査をいたします。

下水道課より説明願います。

大林下水道課長。

○下水道課長（大林 弘君） 下水道課、大林です。よろしくお願いいたします。着座にてご説明させていただきます。

議案第54号「筑西市下水道条例の一部改正について」ご説明申し上げます。

今回の条例改正につきましては、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化を図るための関係法律の整備に関する法律が、本年6月に交付されたことを受け、成年被保佐人等であることにより不当に差別されないよう、地方自治体においても条例における欠格条項等の見直しを行うものでございます。

改正の内容でございますが、国が示した標準下水道条例に基づき改正するものでございます。まず、第11条に定める排水施設指定工事店の指定基準の第4号アにおいて、これまで成年被後見人及び被保佐人でないことを指定の条件としておりましたが、この規制を削除し、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に改めるものでございます。

次に、これまでのエに記載の条項を整備し、これをオとした上で、同号にエとして、新たに精神の機能の障害により排水設備等の新設等の工事の事業を適正に営むに当たって、必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者を加えるものでございます。このエの追加は、成年被後見人等であるかどうかを判断基準とするのではなく、あくまで個々の状況によって判断すべきであるという法の趣旨に沿ったものでございます。

次に、第14条につきましては、第11条第4号の改正を受けた変更等の届け出に関する条文整備でございます。

次のページをごらん願います。附則でございますが、第1項では、この条例の施行期日を令和元年12月14日とするものでございます。第2項では、この施行日前に旧条例の規定に基づき行われた指定の取り消しの効力は、なお従前の例によるとした経過措置規定でございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（森 正雄君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（森 正雄君） 質疑を終結いたします。

これより議案第54号の採決をいたします。

議案第54号「筑西市下水道条例の一部改正について」賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（森 正雄君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

次に、議案第56号「筑西市特別会計条例の一部改正について」審査をいたします。

引き続き、大林下水道課長、説明願います。

○下水道課長（大林 弘君） 引き続き、議案第56号「筑西市特別会計条例の一部改正について」ご説明申し上げます。

今回の条例改正につきましては、筑西市下水道事業及び筑西市農業集落排水事業が地方公営企業法の一部を適用し、令和2年4月1日から企業会計に移行することに伴い、地方自治法に基づく特別会計を定める本条例から、筑西市公共下水道事業特別会計及び筑西市農業集落排水事業特別会計を削除するための一部改正でございます。

改正の内容でございますが、第1条中第4号の公共下水道事業特別会計及び第5号の農業集落排水事業特別会計を削り、条項整備のため第6号から第9号までを2号ずつ繰り上げるものでございます。

次に、附則でございますが、この条例の施行期日を令和2年4月1日とするものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（森 正雄君） 質疑を願います。

大嶋委員。

○委員（大嶋 茂君） このところ大変法改正が多いのですが、地方自治法209条2項からこの下水道と農業集落排水事業を削除するというところでよろしいのですね。

○委員長（森 正雄君） 大林下水道課長。

○下水道課長（大林 弘君） そのとおりでございます。

○委員長（森 正雄君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（森 正雄君） 質疑を終結いたします。

これより議案第56号の採決をいたします。

議案第56号「筑西市特別会計条例の一部改正について」、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（森 正雄君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

次に、議案第57号「筑西市下水道事業の設置等に関する条例の制定について」審査をいたします。

引き続き、下水道課長、説明願います。

○下水道課長（大林 弘君） 議案第57号「筑西市下水道事業の設置等に関する条例の制定について」、ご説明申し上げます。

この条例は、筑西市下水道事業が地方公営企業法の一部を適用し、令和2年4月1日から企業会計に移行することに伴い、同法の規定に基づき、地方公営企業の設置及びその経営の基本に関する事項等を定めるものでございます。

第1条は、この条例の趣旨で、下水道事業の設置に関し必要な事項を定めるものとしています。

第2条は、下水道事業の設置に関する規定で、設置の目的を公衆衛生の向上及び都市の健全な発達、公共用水域の水質保全に資するためとしています。

第3条は、地方公営企業法の適用範囲を定めるもので、同法第2条第2項に規定する財務規定等のみを適用する一部適用でございます。

第4条は、経営の基本を定めるもので、第1項で企業の経済性を発揮し、公共の福祉を増進するよう運

営しなければならない旨を、第2項では、下水道事業の区域、計画人口及び計画汚水量並びに施設は、下水道法の規定による認可を受けた事業計画によるものとしています。

第5条は、企業会計移行後の下水道事業特別会計は、地方公営企業法に基づく特別会計である旨の規定でございます。

第6条は、予算で定めなければならない重要な資産の取得及び処分について定めるもので、水道事業と同様に2,000万円以上の不動産、もしくは動産または不動産の信託の受益権買入れ、もしくは譲渡とするものでございます。なお、取得または処分する不動産が土地の場合は、1件5,000平方メートル以上のものに限ります。

第7条は、議会の同意を要する職員の賠償責任の免除に関する規定で、水道事業と同様に賠償額が100万円以上の賠償責任を免除する場合は、議会の同意を要すると定めるものでございます。

第8条は、議会の議決を要する負担付きの寄附の受領額等を定める規定で、2,000万円以上の負担付きの寄附、または贈与を受ける場合及び100万円以上の損害賠償の額を決定する場合は、議会の議決を要すると定めるものでございます。

第9条は、業務状況説明書の作成に関する規定で、第1項で毎年2回、上半期と下半期に分け、それぞれ11月30日及び5月31日までに説明書類を作成しなければならない旨を、第2項では、作成する書類及び記載する内容等について、第3項では、天災その他やむを得ない場合の対応について規定するものでございます。

次に、附則でございますが、第1項では、この条例の施行期日を令和2年4月1日とするものでございます。

次に、第2項において、筑西市下水道建設事業基金条例を廃止するものでございます。これは基金を廃止し、現金化して、公営企業の財源として来年度に引き継ぐためでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（森 正雄君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（森 正雄君） 質疑を終結いたします。

これより議案第57号の採決をいたします。

議案第57号「筑西市下水道事業の設置等に関する条例の制定について」、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（森 正雄君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

次に、議案第58号「筑西市農業集落排水事業の設置等に関する条例の制定について」審査をいたします。

農業集落排水課より説明願います。

枝農業集落排水課長。

○農業集落排水課長（枝 俊幸君） 農業集落排水課の枝と申します。よろしく願いいたします。着座にて説明させていただきます。

議案第58号「筑西市農業集落排水事業の設置等に関する条例の制定について」ご説明申し上げます。

この条例は、下水道事業と同様に筑西市農業集落排水事業が地方公営企業法の一部を適用し、令和2年4月1日から企業会計に移行することに伴い、同法の規定に基づき、地方公営企業の設置及びその経営の

基本に関する事項等を定めるものでございます。

内容は、先ほど説明のありました議案第57号とほぼ同じでございますので、相違する点についてご説明させていただきますと思います。

第2条において、事業の設置の目的の前段を「農業用排水の水質の保全と農村環境の改善に寄与し」としております。

次に、第4条でございます。次ページをお開き願います。第2項において、施設の名称、位置及び区域については、既に施行済みの筑西市農業集落排水処理施設条例に定めているところによるものとしております。

次に、3ページをお願いします。附則でございますが、第2項において、筑西市農業集落排水事業基金条例を廃止するものでございます。こちらも下水道事業と同様に基金を廃止し、現金化して公営企業の財源として来年度に引き継ぐためでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいいたします。

○委員長（森 正雄君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（森 正雄君） 質疑を終結いたします。

これより議案第58号の採決をいたします。

議案第58号「筑西市農業集落排水事業の設置等に関する条例の制定について」、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（森 正雄君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

次に、議案第59号「令和元年度筑西市一般会計補正予算（第8号）」のうち、上下水道部所管の補正予算について審査してまいります。

下水道課より説明願います。

大林下水道課長。

○下水道課長（大林 弘君） 議案第59号「令和元年度筑西市一般会計補正予算（第8号）」のうち、下水道課所管の補正予算につきましてご説明申し上げます。

初めに、10ページをお開き願います。第3表、債務負担行為補正、1、追加でございます。中段でございます。47、事項、団地配水施設水質検査委託、期間、令和2年度、限度額は70万円に消費税額及び地方消費税額を加算した額の範囲内でございます。これにつきましては、大田郷駅前、鷹ノ巣、幸町の3団地の水質検査業務の委託契約を結ぶためでございます。

次に、その下段でございます。事項、団地排水使用料徴収委託、期間、令和2年度、限度額は361万2,000円に消費税額及び地方消費税額を加算した額の範囲内でございます。これにつきましては、同じく3団地の下水道使用料徴収業務の委託契約を筑西市水道事業と結ぶためでございます。

続きまして、18ページ、19ページをお開き願います。歳入でございます。款15国庫支出金、項4交付金、目4衛生費交付金、説明欄11、循環型社会形成推進交付金（浄化槽設置）1,079万円の減額補正をお願いするものでございます。

次に、款16県支出金、項2県補助金、目4衛生費県補助金、説明欄22、浄化槽設置費補助金1,290万4,000円の増額補正をお願いするものでございます。これにつきましては、補助申請者数の確定及び国の補助要綱

が今年3月に改正されたことに伴い、補助率が国2分の1、県、市それぞれ4分の1から、国、県、市それぞれ3分の1に変更されたためでございます。

続きまして、26ページ、27ページをお開き願います。歳出でございます。款4衛生費、項1保健衛生費、目6環境保全総務費、説明欄、浄化槽設置促進事業に1,118万7,000円の増額補正をお願いするものでございます。今回の増額補正につきましては、補助申請者数の確定により予算額に不足が生じるためでございます。当初予算において161基、8,739万6,000円を計上しておりましたが、第1回の仮申し込みが116基、6,602万8,000円でございます。第2回の仮申し込み期限が8月末まででございましたので、合計で170基、9,536万9,000円を見込んで、さきの9月議会に797万3,000円の増額補正をお願いしたところでございます。しかし、第2回の仮申し込み期限までに合計で205基、1億655万6,000円の仮申し込みがあり、県からの合併処理浄化槽への積極的な転換促進の要請もあることから、申し込みされた方全員に補助金を交付しようと再度増額補正をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（森 正雄君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（森 正雄君） 質疑を終結いたします。

次に、農業集落排水課より説明願います。

枝農業集落排水課長。

○農業集落排水課長（枝 俊幸君） よろしくお願いいたします。

議案第59号「令和元年度筑西市一般会計補正予算（第8号）」のうち、農業集落排水課所管の補正予算についてご説明申し上げます。

26ページ、27ページをお開き願います。款6農林水産業費、項1農業費、目6農地費、節28繰出金、説明欄の農業集落排水事業特別会計繰出金1,109万9,000円の減額補正をお願いするものでございます。これにつきましては、平成30年度の農業集落排水事業特別会計の決算に伴い、繰出金の精算をするものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（森 正雄君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（森 正雄君） 質疑を終結いたします。

以上で、議案第59号について、全ての部の説明と質疑が終わりました。

続いて、説明を求める公共下水道事業特別会計は、農業集落排水事業特別会計と関連がございますので、説明をいただいた後に採決をいたしますので、ご了承願います。

次に、議案第62号「令和元年度筑西市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）」について審査をいたします。

下水道課より説明願います。

大林下水道課長。

○下水道課長（大林 弘君） 議案第62号「令和元年度筑西市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）」についてご説明申し上げます。

この補正予算は、歳入歳出にそれぞれ1億7,851万5,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24億3,075万9,000円とするほか、債務負担行為の補正をお願いするものでございます。

債務負担行為の補正、第2条、債務負担行為の追加は、第2表、債務負担行為補正による。

6ページをごらん願います。第2表、債務負担行為補正、1、追加でございます。事項欄、公共下水道使用料徴収委託、期間、令和2年度、限度額は2,091万6,000円に消費税額及び地方消費税額を加算した額の範囲内でございます。これにつきましては、公共下水道使用料徴収業務の委託契約を筑西市水道事業と結ぶためでございます。

続きまして、事項欄、公共下水道施設水質検査委託、期間、令和2年度、限度額は571万円に消費税額及び地方消費税額を加算した額の範囲内でございます。これにつきましては、公共下水道施設における水質検査業務の委託契約を結ぶためでございます。

続きまして、12ページ、13ページをお開き願います。2、歳入でございます。款6繰入金、項2目1基金繰入金、説明欄1、下水道建設事業基金繰入金1億7,851万5,000円の増額補正をお願いするものでございます。これにつきましては、下水道事業の企業会計に伴い下水道建設事業基金を廃止することになるため、基金を全額取り崩し、下水道事業に繰り入れするものでございます。

続きまして、14ページ、15ページをお願いいたします。3、歳出でございます。款3項1目1節29予備費に1億7,851万5,000円の増額補正をお願いするものでございます。これにつきましては、下水道事業の企業会計移行に伴い、下水道建設事業基金を企業会計の資金とするため、一旦予備費に計上し、打ち切り決算において現金として下水道企業会計に引き継ぐものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○委員長（森 正雄君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（森 正雄君） 質疑を終結いたします。

これより議案第62号の採決をいたします。

議案第62号「令和元年度筑西市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）」について、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（森 正雄君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

次に、議案第63号「令和元年度筑西市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」について審査をいたします。

農業集落排水課より説明願います。

枝農業集落排水課長。

○農業集落排水課長（枝 俊幸君） 議案第63号「令和元年度筑西市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」についてご説明申し上げます。

この補正予算は、歳入歳出それぞれ4,964万5,000円の増額補正をお願いするものでございます。初めに、10ページ、11ページをお開き願います。2、歳入でございます。款5繰入金、項1目1節1一般会計繰入金、説明欄1、一般会計繰入金1,109万9,000円の減額補正をお願いするものでございます。これにつきましては、平成30年度の農業集落排水事業特別会計の決算に伴い、一般会計繰入金を財源とする各事業費の

精算によるものでございます。

同じく項2目1基金繰入金、説明欄1、農業集落排水事業基金繰入金4,705万1,000円の増額補正をお願いするものでございます。これにつきましては、農業集落排水事業の企業会計移行に伴い、農業集落排水事業基金を廃止することになるため、基金を全額取り崩し、農業集落排水事業に繰り入れするものでございます。

次に、款6項1目1繰越金、説明欄1、前年度繰越金1,369万3,000円の増額補正をお願いするものでございます。これにつきましては、前年度の農業集落排水事業特別会計の決算が確定したことによるものでございます。

続きまして、12ページ、13ページをお開き願います。3、歳出でございます。款1項1農業集落排水事業費、目1農業集落排水総務費、説明欄、農業集落排水事業減債基金積立金に23万5,000円の増額補正をお願いするものでございます。これにつきましては、地方債償還利子の確定により農業集落排水事業減債基金として積み立てするものでございます。

次に、款2項1公債費、目2利子、説明欄、地方債償還利子につきましては、補正額はございませんが、財源の組み替えをお願いするものでございます。

次に、款3項1目1節29予備費に4,941万円の増額補正をお願いするものでございます。これにつきましては、農業集落排水事業の企業会計移行に伴い、農業集落排水事業基金を企業会計の資金とするため、一旦予備費に計上し、打ち切り決算において、現金として農業集落排水事業企業会計に引き継ぐものでございます。

説明は以上でございます。

○委員長（森 正雄君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（森 正雄君） 質疑を終結いたします。

これより議案第63号の採決をいたします。

議案第63号「令和元年度筑西市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」について、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（森 正雄君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

それでは、これより議案第59号の採決をいたします。

議案第59号「令和元年度筑西市一般会計補正予算（第8号）」のうち、所管の補正予算について、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（森 正雄君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時58分

再 開 午前11時10分

○委員長（森 正雄君） 休憩前に引き続き会議を再開をいたします。

議案第65号「令和元年度筑西市水道事業会計補正予算（第1号）」について審査をいたします。

水道課より説明願います。

国府田水道課長。

○水道課長（国府田裕司君） 水道課の国府田でございます。どうぞよろしく申し上げます。着座にてご説明をさせていただきます。

議案第65号「令和元年度筑西市水道事業会計補正予算（第1号）」につきましてご説明申し上げます。

第1条、令和元年度筑西市水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

1番、事項、水道水定期水質検査委託、期間、令和2年度、限度額は564万7,000円に消費税額及び地方消費税額を加算した額の範囲内でございます。これにつきましては、水道法により定められた水質検査の委託業務でございます。

次に、2番、事項、薬品購入（次亜塩素酸ナトリウム）、期間、令和2年度、限度額は1,146万5,000円に消費税額及び地方消費税額を加算した額の範囲内でございます。これにつきましては、原水の一般細菌や大腸菌等を死滅させるための薬品を購入するものでございます。

次に、3番、事項、薬品購入（ポリ塩化アルミニウム）、期間、令和2年度、限度額は990万円に消費税額及び地方消費税額を加算した額の範囲内でございます。これにつきましては、原水に含まれている鉄分やマンガン等の濁り成分を凝集沈殿させるための薬品を購入するものでございます。

以上の3件につきましては、令和2年度の事業でございますが、年度当初から業務執行が必要となることから、事前に契約等の事務処理を行うため、債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○委員長（森 正雄君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（森 正雄君） 質疑を終結いたします。

これより議案第65号の採決をいたします。

議案第65号「令和元年度筑西市水道事業会計補正予算（第1号）」について、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（森 正雄君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

次に、議案第68号「令和元年度筑西市一般会計補正予算（第9号）」のうち、上下水道部所管の補正予算について審査してまいります。

下水道課より説明願います。

大林下水道課長。

○下水道課長（大林 弘君） 議案第68号「令和元年度筑西市一般会計補正予算（第9号）」のうち、下水道課所管の補正予算につきましてご説明申し上げます。

16ページ、17ページをお開き願います。事項別明細書、3、歳出でございます。款8土木費、項4都市計画費、目5公共下水道費、節28繰出金、説明欄、公共下水道事業特別会計繰出金2,543万8,000円の減額

補正をお願いするものでございます。これにつきましては、人事異動及び給与改定等により公共下水道担当職員の給与関係経費の減額が見込まれますことから、一般会計からの繰出金を減額補正するものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○委員長（森 正雄君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（森 正雄君） 質疑を終結いたします。

次に、農業集落排水課より説明願います。

枝農業集落排水課長。

○農業集落排水課長（枝 俊幸君） 議案第68号「令和元年度筑西市一般会計補正予算（第9号）」のうち、農業集落排水課所管の補正予算につきましてご説明申し上げます。

初めに、14ページ、15ページをお開き願います。3、歳出でございます。款6農林水産業費、項1農業費、目6農地費、節28繰出金、説明欄、農業集落排水事業特別会計繰出金156万8,000円の増額補正をお願いするものでございます。これは人事異動及び給与改定等により、農業集落排水事業担当職員の給与関係経費の増額が見込まれることから、一般会計繰出金を増額するものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○委員長（森 正雄君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（森 正雄君） 質疑を終結いたします。

以上で、議案第68号について全ての部の説明と質疑が終わりましたが、続いて説明を求める公共下水道事業特別会計議案は、農業集落排水事業特別会計議案と関連がありますので、後で採決をいたします。ご了解をいただきたいと思います。

次に、議案第71号「令和元年度筑西市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）」について審査をいたします。

下水道課より説明願います。

大林下水道課長。

○下水道課長（大林 弘君） 議案第71号「令和元年度筑西市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）」につきましてご説明申し上げます。

この補正予算は、歳入歳出からそれぞれ2,543万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24億532万1,000円とするものでございます。

初めに、10ページ、11ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書、2、歳入でございます。款6繰入金、項1目1一般会計繰入金、説明欄1、一般会計繰入金2,543万8,000円の減額補正をお願いするものでございます。これにつきましては、人事異動及び給与改定等により職員の給与関係経費の減額が見込まれることから、一般会計からの繰入金を減額するものでございます。

次に、12ページ、13ページをお開き願います。3、歳出でございます。款1項1下水道事業費、目1下水道総務費、説明欄、下水道総務職員給与関係経費1,144万1,000円の減額補正をお願いするものでございます。

次に、目2 下水道施設管理費、説明欄、下水道施設職員給与関係経費22万1,000円の増額補正をお願いするものでございます。同じく説明欄、公共下水道施設維持管理事業につきましては、補正額の増減はございませんが、財源の組み替えをするものでございます。

次に、目3 公共下水道建設事業費、説明欄、下水道建設職員給与関係経費1,421万8,000円の減額補正をお願いするものでございます。

これらはいずれも人事異動及び給与改定等により、それぞれの給与関係経費の補正をするものでございます。なお、詳細は14ページから17ページに記載の給与費明細書のとおりでございます。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○委員長（森 正雄君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（森 正雄君） 質疑を終結いたします。

これより議案第71号の採決いたします。

議案第71号「令和元年度筑西市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）」について、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（森 正雄君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

次に、議案第72号「令和元年度筑西市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）」について審査をいたします。

農業集落排水課より説明願います。

枝農業集落排水課長。

○農業集落排水課長（枝 俊幸君） 議案第72号「令和元年度筑西市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）」についてご説明申し上げます。

この補正予算は、歳入歳出それぞれ156万8,000円の増額補正をお願いするものでございます。

初めに、10ページ、11ページをお開き願います。2、歳入でございます。款5 繰入金、項1 目1 節1 一般会計繰入金において、156万8,000円の増額補正をお願いするものでございます。これは人事異動及び給与改定等により農業集落排水事業担当職員の給与関係経費の増額が見込まれることから、一般会計繰入金を増額するものでございます。

次に、12ページ、13ページをお開き願います。3、歳出でございます。款1 項1 農業集落排水事業費、目1 農業集落排水総務費、説明欄、農集排職員給与関係経費156万8,000円の増額補正をお願いするものでございます。これは人事異動及び給与改定等により給与関係経費の補正をするものでございます。なお、詳細は14ページから17ページに記載の給与費明細書のとおりでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長（森 正雄君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（森 正雄君） 質疑を終結いたします。

これより議案第72号の採決いたします。

議案第72号「令和元年度筑西市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）」について、賛成者の挙手

を願います。

[賛成者挙手]

○委員長(森 正雄君) 挙手全員。よって、本案は可決されました。

続きまして、先ほどの議案第68号の採決をいたします。

議案第68号「令和元年度筑西市一般会計補正予算(第9号)」のうち所管の補正予算について、賛成者の挙手を願います。

[賛成者挙手]

○委員長(森 正雄君) 挙手全員。よって、本案は可決されました。

次に、議案第74号「令和元年度筑西市水道事業会計補正予算(第2号)」について審査をいたします。

水道課より説明願います。

国府田水道課長。

○水道課長(国府田裕司君) よろしく願います。着座にて説明させていただきます。

議案第74号「令和元年度筑西市水道事業会計補正予算(第2号)」につきましてご説明申し上げます。

第1条、令和元年度筑西市水道事業会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

第2条、令和元年度筑西市水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

第1款水道事業費用の既決予定額に444万3,000円の増額補正をお願いするものでございます。これにつきましては、人事異動及び人事院勧告に伴う給与改定等により、職員の給与関係経費の増額が見込まれることによる補正でございます。

次に、第3条、予算第4条本文括弧書き中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額8億34万3,000円を7億9,948万2,000円に、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額9,310万1,000円を9,308万1,000円に、過年度分損益勘定留保資金7億724万2,000円を7億640万1,000円に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

第1款資本的支出の既決予定額から86万1,000円を減額するものでございます。これにつきましても、人事異動及び人事院勧告に伴う給与改定等により、職員の給与関係経費の減額が見込まれることによる補正でございます。

次に、第4条、予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。職員給与費の既決予定額に358万2,000円の増額補正をお願いするものでございます。これにつきましては、第2条、収益的支出及び第3条、資本的支出の補正をお願いいたしました、職員の給与関係経費の補正予定額を合計したものでございます。

なお、議案書の2ページには、令和元年度筑西市水道事業会計予算実施計画補正、3ページには、令和元年度筑西市水道事業予定キャッシュ・フロー計算書(第2号)、4ページ、5ページには給与費明細書(水道事業)、6ページ、7ページには、令和元年度筑西市水道事業会計補正予算実施計画明細書を添付させていただいております。

説明は以上でございます。どうぞよろしく願います。

○委員長(森 正雄君) 質疑を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(森 正雄君) 質疑を終結いたします。

これより議案第74号の採決をいたします。

議案第74号「令和元年度筑西市水道事業会計補正予算（第2号）」について、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（森 正雄君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

以上で、経済土木委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

執行部の退室を願います。ご苦労さまでした。

〔執行部退席〕

○委員長（森 正雄君） なお、本委員会の審査結果報告等につきましては、委員長に一任願いたく存じますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（森 正雄君） ありがとうございます。

それでは、以上をもちまして経済土木委員会を閉会いたします。

閉 会 午前11時25分